

児童手当制度が改正されました

児童手当が小学校6年生まで支給されるようになりました

手続きが必要です！



今まで小学校3年生までを対象に支給されていた児童手当が、平成18年4月1日から制度が改正され、小学校6年生までを対象に支給されることになりました。また、所得制限も緩和されました。

対象年齢	小学校6年生まで (12歳到達後最初の年度末) ※平成6年4月2日以降に生まれた児童	
所得制限限度額	自営業者 (国民年金加入者)	サラリーマン (厚生年金等加入者)
扶養親族等の数		
0人	4,600,000円	5,320,000円
1人	4,980,000円	5,700,000円
2人	5,360,000円	6,080,000円
3人	5,740,000円	6,460,000円
4人	6,120,000円	6,840,000円
5人	6,500,000円	7,220,000円

※所得税法に規定する老人控除対象配偶者又は老人扶養親族がある者についての限度額(所得額ベース)は上記の額に当該老人控除対象配偶者又は老人扶養親族1人につき6万円を加算した額。
 ※扶養親族等の数が6人以上の場合の限度額(所得額ベース)は、1人につき38万円(扶養親族等が老人控除対象配偶者又は老人扶養親族であるときは44万円)を加算した額。

手当月額	第1子・2子 = 5,000円 第3子 = 10,000円
支払時期	6月・10月・2月

支給を受けるには、手続きが必要ですので、早めに福祉課で手続きをしてください。
 ※公務員の方は、各所属所で手続きをしてください。

1 手続きの必要な方

小学校4～6年生の児童を扶養されている方
 ※現在、児童手当を受給されている方は、現況届の際手続き。

2 申請(請求)に必要なもの

- ①印鑑(シャチハタ等は使用できません。)
- ②健康保険証
- ③平成17年度および平成18年度の児童手当用所得証明書
 - ・大崎町で証明書を取れる方の提出は不要です。
 - ⇒平成16年1月1日以降大崎町に住所のある方
 - ・大崎町で証明を取れない方は、必ず前住所地の証明書を持ってきてください。
 - ⇒平成16年または平成17年1月1日現在、大崎町に住所がなかった方
- ④児童手当振込みを希望される場合⇒預金通帳(郵便局以外)
- ⑤18歳未満の子どもと同居されている場合⇒子どものいる世帯全員の住民票

3 手当の額(月額) ※6月, 10月, 2月に支給されます。

第1子, 第2子…5,000円 第3子以降…10,000円

4 平成18年9月30日までに申請(請求)された場合, 平成18年4月分から支給されます。

※10月1日以降に申請(請求)された場合, 11月分からの支給になります。

注意: 添付書類がないと, 児童手当が支給できない場合がありますので, 必要な書類は必ず提出してください。

【問い合わせ先】 大崎町役場 福祉課 児童係 TEL 476 - 1111 (内線 133)